平成27年労第207号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

# 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社(以下「会社」という。)に採用され、医薬品原薬開発・製造事業における品質管理分析員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月の初出勤の日から、会社敷地内が臭くて気持ち悪くなり、同年〇月には突然頭痛と吐き気が起きたという。

請求人は、同月〇日、Cクリニックに受診し「偏頭痛、平衡障害」と診断された。その後、複数の医療機関における治療を経て、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに転医し「自律神経失調症、中枢神経障害」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は有機溶剤にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした(以下「休業不支給処分」という。)。

請求人は、休業不支給処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第8条第1項の規定による審査請求期間経

過後に申立てられた不適法な審査請求であるとして、同法第10条の規定により、 これを却下する旨の決定をし、休業不支給処分は確定した。

ところが、請求人は、本件疾病について再び業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、既に休業不支給処分において業務外と判断した本件疾病に係る障害補償給付請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした(以下「本件処分」という。)。

請求人は、本件処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

# 第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分が妥当であるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病は有機溶剤にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、障害補償給付を請求(以下「本件請求」という。)したものであるが、本件請求の前提となる疾病について、監督署長は、既に休業不支給処分において業務外と判断しており、本件請求と同一原因の疾病についての休業不支給処分は確定している。

本件請求は、障害補償給付に係るものであるが、労災保険制度における障害補償給付とは、業務上の傷病等が治ゆしたときに身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて支給されるものであり(労災保険法第12条の8第1項、労働者災害補償保険法施行規則第14条の2第1項及び第3項)、その傷病等が治ゆしな

い限り障害認定されることはないものである。

本件疾病については、業務上の疾病に当たらないとされているところであり、 したがって、業務上の疾病に係る治ゆの認定もないのであるから、障害補償給付 を請求すること自体、要件を欠くものと言わざるを得ないものである。

よって、当審査会は、本件請求につき、請求人に残存する障害の程度を検討するまでもなく、障害補償給付の支給要件を満たさないものと判断する。

- 3 なお、請求代理人は、本件疾病が業務上の事由である旨を縷々主張するが、これらの理由によっても業務上の疾病を発病したものとは認められない。
- 4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。